

トピックス

# 人権研修会などの参加費用を助成

全国規模の人権啓発・人権教育研修会などに参加して、さまざまな人権問題について学ぶ機会を提供するため、参加費用を助成します。

◆**部落解放第64回全国青年集会、部落解放第52回全国高校生集会合同集会**  
8月29日(出)～30日(日)  
徳島県徳島市  
(徳島県教育会館 ほか)

【申込期間】  
6月29日(月)～7月29日(水) ※必着

◆**第72回全国人権・同和教育研究大会**  
10月31日(出)～11月1日(日)  
新潟県上越市(リージョンプラザ 上越 インドアスタジアム ほか)

【申込期間】  
9月1日(火)～10月1日(水) ※必着

◆**部落解放研究第54回全国集会**  
11月10日(火)～11日(水)  
福岡県北九州市  
(西日本総合展示場新館 ほか)

【申込期間】  
9月14日(月)～10月12日(月) ※必着

◆**第35回人権啓発研究集会**  
12月17日(木)～18日(金)  
三重県津市  
(三重県総合文化センター ほか)

【申込期間】  
10月19日(月)～11月18日(水) ※必着

◆**第43回全国人権保育研究集会**  
令和3年1月30日(出)～31日(日)  
奈良県奈良市  
(奈良県文化会館 ほか)

【申込期間】  
11月27日(金)～12月28日(月) ※必着

【対象者】 市内在住で、後日レポートを提出できる人  
【定員】 若干名  
※予算の都合上、告知なしで締め切る場合があります。

【申込方法】  
電話で申込状況を確認の上、人権政策課にある参加申込書に必要事項を記入し、持参または郵送。

※交通費は原則、市の旅費の支給基準に基づき助成します。詳しくはお問い合わせください。

トピックス

# 正しく使おうインターネット

現在インターネットは仕事やコミュニケーションにおいて欠かせないものになっています。しかし、便利な反面、個人や特定地域を名指しして誹謗中傷や根拠のないデマ情報による風評被害などが多発しています。

◆**インターネットを使う前に**

インターネット上では、誰でも自分の考えを自分の意思のみで発信でき、一度発信した内容は急速に拡散され簡単に削除することができません。

情報を発信する人は自分が発信する内容が人にとってどのような影響を与えるのか事前に考えてから発信してください。

また、情報を受け取る側も真偽不明の情報や誹謗中傷を拡散することで、その情報によって誰かに取り返しのつかない傷をつけてしまうなど、結果的に加害者になる可能性があることを理解しておくことが大切です。

インターネットを利用するときには、その特性を十分に理解するとともに、直接人と接するときと同じようにルールやモラルを守り、相手の人権を尊重することが大切です。

◆**インターネットモニタリング事業**

市では名張市と一緒に平成19年から三重県の委託を受けてインターネットモニタリング事業を開始し、悪質な差別書き込みなどの早期発見に取り組んでいます。また、重大な人権侵害にあたる書き込みや差別を助長するような書き込みは関係機関と連携を図りながらサイト管理者へ削除要請を行っています。

◆**令和元年度の状況**

○ 発見(削除要請)件数 278件  
○ 削除件数 138件  
○ 削除割合 49.6%

【書き込みの内容】

○ 部落差別に関するもの 158件  
○ 障がい者差別に関するもの 19件  
○ 外国人差別に関するもの 40件  
○ その他(個人への誹謗中傷など) 42件



【申込先・問い合わせ】

人権政策課  
☎22・96883 FAX22・96884  
✉jinken-danjo@city.iga.lg.jp



【問い合わせ】

人権政策課  
☎22・96883 FAX22・96884  
✉jinken-danjo@city.iga.lg.jp

トピックス

# 令和2年度の市・県民税をご確認ください

◆納税通知書発送日 6月15日(月)

市・県民税は、金融機関のほかコンビニエンスストア、スマートフォンアプリでも納付ができます。

【納期限】

普通徴収の場合は年4回で、6月・8月・10月・1月の各月末が納期限です。

※土・日曜日、祝日の場合は翌日  
給与からの引き落としによって徴収する税額などは、通知書を事業所へ送付していただきますのでご確認ください。

なお、確定申告書で給与、公的年金などに係る所得以外（4月1日現在65歳未満の人は給与所得以外）の所得に係る住民税の徴収方法の欄に「自分で納付」を選択した場合は、課税計算の結果により納税通知書を送付しています。



この封筒をご確認ください

【公的年金からの引き落とし（特別徴収）の対象となる人へ】

4月1日現在65歳以上の人で年金所得に対して市・県民税の納税義務がある人は、公的年金からの特別徴収によって徴収します。

※今年度65歳になり、新たに特別徴収の対象になる人は、次の表の計算方法が適用されます。

納付書で収める (普通徴収)		年金から引き落とす (特別徴収)		
6月	8月	10月	12月	令和3年 2月
年税額の 4分の1ずつ		年税額の6分の1ずつ		

※公的年金以外の所得に対する市・県民税額は、普通徴収または給与からの引き落としになります。  
※介護保険料が年金から引き落としされていない人や、市・県民税が老齢基礎年金などの額を超える人は対象となりません。

トピックス

# 風水害に備えよう

梅雨の長雨が気になる季節になり、これから風水害の心配も出てきます。いざという時のために事前の準備をしておきましょう。

○備蓄をしよう

非常持ち出し袋に食料、飲料水、生活必需品など1週間程度の備えをしましょう。



○ハザードマップを確認しよう

お住まいの地域の危険箇所を確認しておきましょう。

近くの避難所や避難ルートを事前にチェック！



○いざという時の行動を考えておこう

テレビやインターネットで気象情報や災害情報を確認しましょう。危険が近づいている場合は、早めに避難するなど命を守る行動をしましょう。夜間など外出が危険な場合は、2階に垂直避難しましょう。



◆防災訓練のススメ

事前に練習していないと、いざという時に慌ててしまうかもしれません。防災講話を聴いて知識を増やしたり、地域のみんなで一緒に考え、災害に負けないように訓練しておくことがおすすめです。



【問い合わせ】 課税課  
TEL 22・9613 FAX 22・9618  
E-mail kazei@city.iga.lg.jp



【問い合わせ】 総合危機管理課  
TEL 22・9640 FAX 24・0444  
E-mail kikikanri@city.iga.lg.jp